

事業名	母子・父子・寡婦福祉事業	担当課名	地域福祉課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 児童手当事務指導監査 管内市における児童手当制度の適正な運営と手当支給事務の円滑な実施を図るため行う。</p> <p>2 母子父子寡婦福祉 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉増進と自立支援のため、次の事業を実施する。</p> <p>(1) 母子父子自立支援員による就労支援等各種相談</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付・償還指導 (平成26年10月1日から父子家庭も貸付対象)</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 実施予定日（2年に1回実施） 令和2年2月頃実施予定</p> <p>2 母子父子寡婦福祉</p> <p>(1) 各種相談、貸付及び償還指導件数 141件 (生活一般 29件、児童 1件及び経済的支援 111件)</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金 母子福祉資金新規・継続貸付状況 4件 1,500,000円</p>		

事業名	障害児・障害者福祉事業	担当課名	地域福祉課																	
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 特別児童扶養手当の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭で介護されている身体・知的・精神障害のある児童(20歳未満)を監護、養育している父母または養育者に対し手当を支給するための認定を行う。</li> <li>・支給要件 政令に定める障害等級に該当する程度の障害のある児童</li> <li>・手当額 1級 52,200円 2級 34,770円</li> <li>・支給時期 年3回 (4・8・11月)</li> </ul> <p>2 障害者条例活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害者差別等に関する相談、当事者間の調整活動、条例の広報・啓発活動等を行う。</li> </ul> <p>3 補助金の交付</p> <p>市が行う次の事業に対し補助金を交付する。補助率1/2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業費補助事業</li> <li>・重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業</li> </ul>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 特別児童扶養手当の認定</p> <table border="0"> <tr> <td>受給資格者数</td> <td>832人(148人)</td> <td>カッコ内は所得制限による支給停止者数(内数)</td> </tr> <tr> <td>市川市</td> <td>617人(106人)</td> <td>※令和元年8月末現在</td> </tr> <tr> <td>浦安市</td> <td>215人(42人)</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 障害者条例活動</p> <p>広域専門指導員 1名(嘱託)</p> <p>条例活動実績</p> <p>新規取扱件数 4件 (内訳 福祉サービス1件、教育0件、商品・サービス0件、建物・交通機関0件、不動産0件、労働1件、情報の提供1件、その他1件 虐待0件)</p> <p>相談活動延件数148件 (内訳 条例相談48件、条例以外の相談100件)</p> <p>3 補助金の交付</p> <p>(1) 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業費補助事業</p> <table border="0"> <tr> <td>補助金交付決定</td> <td>令和元年11月</td> <td>市川市</td> <td>3,650,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>浦安市</td> <td>4,463,400円</td> </tr> </table> <p>(2) 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業</p> <p>補助金交付決定 令和2年3月(予定)</p>	受給資格者数	832人(148人)	カッコ内は所得制限による支給停止者数(内数)	市川市	617人(106人)	※令和元年8月末現在	浦安市	215人(42人)		補助金交付決定	令和元年11月	市川市	3,650,300円			浦安市	4,463,400円		
受給資格者数	832人(148人)	カッコ内は所得制限による支給停止者数(内数)																		
市川市	617人(106人)	※令和元年8月末現在																		
浦安市	215人(42人)																			
補助金交付決定	令和元年11月	市川市	3,650,300円																	
		浦安市	4,463,400円																	

事業名	地域福祉事業	担当課名	地域福祉課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 民生委員・児童委員活動事業  ・任期：3年  （令和元年11月30日まで）  ・民生委員・児童委員に対し、活動に要する経費にあてるため活動費を、民生委員協議会に対しては交付金を支給する。  ・活動費  1人12ヶ月 59,000円  ・民生委員協議会交付金  1協議会=3,750円×人数分  ・委員の推薦・委嘱・解嘱事務</p> <p>2 中核地域生活支援センター事業  中核地域生活支援センター「がじゅまる」を支援する。</p> <p>3 修学旅行支度費の支給  生活保護法による被保護家庭の児童生徒が修学旅行に参加するための費用として支度費を支給する。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 民生委員・児童委員活動事業  （1）現員  市川市 457人  浦安市 116人  計 573人  （2）活動費支給予定額 33,689,020円（令和元年12月支給予定）  （3）民生委員協議会交付金予定額 2,133,750円（令和2年3月交付予定）  市川市 18協議会  浦安市 5協議会  （4）欠員補充推薦進達6人、一斉改選推薦進達562人、解嘱者に対し感謝状交付1人、解嘱者進達3人</p> <p>2 中核地域生活支援センター事業  中核地域生活支援センター連絡調整会議  実施日程 調整中（年度内実施）</p> <p>3 修学旅行支度費の支給  支給済額 小学生 4人 12,000円  中学生 71人 355,000円  計 75人 367,000円</p>		

事業名	高齢者・戦傷病者関係事業	担当課名	地域福祉課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 老人の日記念行事 ・満100歳者に対し総理大臣の祝い状及び記念品を贈呈する。</p> <p>2 老人福祉施設入所者援護給付金支給 ・老人福祉施設に入所措置されている者に対し、公的年金等受給者との均衡を図るため給付金を支給する。 1か月4,700円 (年3回支給)</p> <p>3 戦傷病者等 戦傷病者等の援護、福祉増進のため次の事業を行う。 ・戦傷病者・戦没者遺族相談員の委嘱(任期:2年) (令和3年9月30日まで) ・戦傷病者手帳の交付 ・療養、補装具等の給付 ・戦傷病者乗車券引換証の交付</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 老人の日記念行事 贈呈者数 市川市 84人 浦安市 21人 計105人</p> <p>2 老人福祉施設入所者援護給付金支給 市川市立養護老人ホーム「いこい荘」 対象者2人 支給済額 37,600円(4月～7月分) 今後支給予定額 108,100円</p> <p>3 戦傷病者等 相談員 戦傷病者相談員 1人(市川市・浦安市・船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・千葉市) 戦没者遺族相談員 1人(市川市・浦安市) 手帳所持者数 4人 (市川市:3人 浦安市:1人) 療養券交付 0件 引換証交付 甲種 0枚 (市川市:0枚 浦安市:0枚) 乙種 0枚 (市川市:0枚 浦安市:0枚)</p>		

事業名	配偶者暴力相談支援事業				担当課名	地域福祉課																													
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>DV防止法に基づいて、平成16年6月1日から配偶者暴力相談支援センターに指定され、配偶者（婚姻関係と同様の事情にある者を含む）や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた被害者（離婚後も元配偶者から生命又は身体に危害を受けるおそれのある者を含む）からの相談を受け、必要な情報提供・支援を行う。</p> <p>1 相談業務  (1) 電話相談  (2) 来所相談</p> <p>2 裁判所への書面提出</p> <p>3 一時保護に関する業務  (必要に応じて女性サポートセンターに依頼)</p> <p>4 証明申請に関する業務</p> <p>5 安全対策票の交付による警察への情報提供</p> <p>6 自立支援の情報提供、関係機関との連携</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 相談業務（相談件数）</p> <table border="1" data-bbox="674 331 2036 679"> <thead> <tr> <th colspan="2">総相談件数</th> <th colspan="2">来所相談件数</th> <th colspan="2">電話相談件数</th> <th colspan="2">相談者実数</th> <th rowspan="2">通報件数</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>うちDV</th> <th>総数</th> <th>うちDV</th> <th>総数</th> <th>うちDV</th> <th>来所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80</td> <td>41</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>72</td> <td>37</td> <td>7</td> <td>57</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 裁判所への書面提出 0件</p> <p>3 一時保護に関する業務 0件</p> <p>4 証明申請に関する業務 24件  (1) 相談等を行ったことの証明書の発行 20件  (2) 住民基本台帳事務における支援措置申請書 4件</p> <p>5 安全対策票の交付による警察への情報提供 0件</p> <p>6 自立支援の情報提供、関係機関との連携  (1) 配偶者暴力相談支援センター連絡会議  令和元年6月6日（課長対象） 令和元年8月1日（相談員対象）  (2) 市町村DV対策担当課長会議  令和元年5月21日</p>									総相談件数		来所相談件数		電話相談件数		相談者実数		通報件数	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	来所	電話	80	41	8	4	72	37	7	57	5
	総相談件数		来所相談件数		電話相談件数		相談者実数		通報件数																										
総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	来所	電話																												
80	41	8	4	72	37	7	57	5																											